

別添

和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費支払要領

(要旨)

第1 一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「協会」という。）が和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第3条第2項に定める事務委託費（以下「事務委託費」という。）の支払の手続については、この要領によるものとする。

(事務委託費の支払の相手方)

第2 協会が事務委託費を支払う相手方は、実施要綱第4の2に定める者であって、委託契約書を締結した者（以下「受託者」という。）とする。

(事務委託費の額の決定)

第3 協会は、受託者に支払う事務委託費の額については、事業参加申込書の提出者数1者当たり300円以内において定めるものとする。

(事務委託費の支払)

第4 協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して事務委託費の概算払をすることができるものとする。

2 受託者は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、別紙1の和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費概算払請求書を協会に提出するものとする。

3 受託者は、年度ごとに委託された事務が完了した日から10日以内に、別紙2の和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費精算報告書を協会に提出するものとする。

(事務委託費の返還)

第5 協会は、受託者が実施要綱及び委託契約書の規定に違反したときは、事務委託費の全部又は一部を交付せず、又は交付した事務委託費の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備保管)

第6 受託者は、事務委託費に係る関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は事務委託契約書の委託事務が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(別紙1)

令和4年度和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会
会 長 高橋 滝治郎 様

(受託者) ○○○○

令和4年度において、和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費支払要領第4の2の規定に基づき、下記のとおり貴協会の委託事務に係る事務委託費円を概算払請求します。

記

- 1 概算払請求額 円

- 2 振込先金融機関名等
金融機関名 銀行 支店
預金の種類
口座番号
口座名義

(別紙2)

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費精算報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会
会 長 高橋 滝治郎 様

(受託者)

令和4年度において、下記のとおり和子牛生産者臨時経営支援事業に係る委託事務を実施したので、和子牛生産者臨時経営支援事業事務委託費支払要領第4の3の規定に基づき報告します。

(また、併せて精算額 円を請求します。)

記

1 実績額

和子牛生産者臨時経営支援事業における事業参加申込書の取りまとめに要する経費等 円

2 精算額

(単位：円)

実績額①	概算払額②	精算額 (①－②)

3 振込先金融機関名等

金融機関名 銀行 支店
預金の種類
口座番号
口座名義